

第二期流山市 GIGA スクール構想業務委託に関わる公募型プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、流山市教育委員会が実施する「第二期流山市 GIGA スクール構想業務委託」に係る受託者候補者を選定するための、公募型プロポーザル方式による審査を実施方法を定め、公平かつ透明性の高い選定を行うことを目的とする。

2 業務の概要

(1)業務委託名：第二期流山市 GIGA スクール構想業務委託

(2)委託目的

教育の質向上・効率化・安全性確保を目指し、以下の4つを柱とした包括的な ICT 基盤の整備を目的とする。

ア Society5.0 時代に対応した新たな学びの実現

「Society5.0 時代を見据えた新時代の学校・学びを実現し、超スマート社会を生き抜く力を育む」ことが目的とし、個別最適化な学び・協働的な学びの環境を構築する。

イ 流山市教育振興基本計画と整合した ICT 教育の推進

第 3 期流山市教育振興基本計画に基づき、「学びに向かう力と自立した子ども」の育成や、ICT を活用した協働学習やプログラミング教育を行う。

ウ ICT 環境(ハード・ソフト・ネットワーク)の包括的整備

児童生徒の「1 人 1 台端末」整備をはじめ、デジタル教材やクラウド基盤を用いた授業改善、教員への研修など、ICT を教育に効果的に活用するためのインフラ・体制整備を推進する。

エ セキュリティ強化と業務効率化、教員負担の軽減

安全かつ効率的な運用を実現し、教員の業務負担軽減やデータを活用したきめ細やかな指導にも繋げる。

3 審査方法

本業務の委託候補者の選定は、流山市が設置する「第二期流山市 GIGA スクール構想業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という)において、提出書類及びプレゼンテーション審査に基づき総合的に評価し決定する。

4 審査委員会の構成

審査委員長、副委員長、委員、事務局による。なお、構成委員は審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 審査基準等

(1) 評価項目

提出された技術提案書類及びプレゼンテーションについて、次の観点から評価する。

※章立てについては参考とすること

ア 提案者の概要	信頼のおける企業であるか。 ・プロジェクト途中で解散等の心配がない規模の企業であるか。 ・情報セキュリティリスクを防止する資格を有しているか。
イ 基本的な考え方	(ア) 本事業の理解 本事業の目的を理解しているか。 (イ) 組織(企業)としての取組み 国策と本事業における関係性が明確となり、参加者としての取り組み方針が示されているか。
ウ 業務実績	(ア) 校務系クラウド環境の構築及び運用実績 本市と同等以上の構築実績及び運用実績を有しているか。 (イ) GIGA1.0 期における導入実績 本市と同等以上の導入実績を有しているか。
エ プロジェクト管理	(ア) 要件定義から稼働までの工程管理、ステークホルダ管理の手法や対応方法が示されているか。 (イ) 課題管理の手法や対応方法が示されているか。 (ウ) スケジュールと進捗管理手法や対応方法が示されているか。 (エ) プロジェクト終了に向けた納品成果物の時期が明確になっているか。
オ 全体概要	(ア) 全体概要図が分かり易く示されているか。また、文部科学省教育情報セキュリティガイドラインへの準拠状況が明確に示されているかネットワーク分離の環境について示すこと。 (イ) 作業範囲及び責任範囲が明確に示されているか。
カ 各種サービス要件	(ア) 校務系ファイルサーバ ・安心/安全に活用できるファイルサーバとなっているか。 ・既存のファイルサーバからのデータ移行方法が適切に示されているか。
	(イ) 校務外部系ファイルサーバ ・安心/安全に活用できるファイルサーバとなっているか。 ・既存のファイルサーバからのデータ移行方法が適切に示されているか。
	(オ) 多要素認証 ・利用者の負担が少ない方法が示されているか。 ・ユーザ管理と合わせて年度更新作業の具体的な方法が示され

	ているか。
	(カ)統合方校務支援システム ・本市が求める仕様を満たしている製品であるか。 ・データ移行の方法が適切に示されているか。
	(キ)資産管理 ・概要について分かり易く示されているか。
	(ク)フィルタリングソフト ・概要について分かり易く示されているか。
	(ケ)その他(ワークフロー等) ・概要について分かり易く示されているか。
キ 各種機器	(ア)校務端末 ・提案された端末は仕様を満たしているか。 ・教職員の活用において具体的に示されているか。 ・既存端末の再設定方法について具体的に示されているか。
	(イ)共用端末 ・提案された端末は仕様を満たしているか。 ・教職員の活用において具体的に示されているか。
	(エ)校務用プリンタ ・提案されたプリンタは仕様を満たしているか。
ク 学習系システムの機能	(ア)学習端末(整備) ・共同調達における端末の整備方法が示されているか。 (イ)学習端末(追加) ・端末の整備方法が示されているか。 ・学習端末の保守条件が異なる場合に学習端末と比較して受容できる範囲であるか。
	(ウ)学習端末の物損保証 ・共同調達に加えて追加端末の保証について示すこと。
	(エ)指導者用端末 ・具体的な再設定方法について示されているか。
	(オ)-1ドリルソフト ・提案された端末は仕様を満たしているか。 ・活用方法など製品の特徴と合わせて具体的に示されているか。

	(カ)-2 ドリルソフト ・個別最適な学びの強化に必要となる追加提案が示されているか。 ・追加提案の内容は本市にとって有益な提案となっているか。
	(キ)心と学びの記録・振り返り支援システム ・提案されたシステムは仕様を満たしているか。 ・活用方法など製品の特徴と合わせて具体的に示されているか。
	(ク)授業支援システム ・提案されたシステムは仕様を満たしているか。 ・活用方法など製品の特徴と合わせて具体的に示されているか。
	(ケ)学習用プリンタ ・提案されたプリンタは仕様を満たしているか。 ・製品の特徴が具体的に示されているか。
	(サ) その他の機器ソフト ・既存の電子黒板について、本市にとって有益な利活用方法が示されているか。 ・市野谷小学校の未来の教室について、本市にとって有益な支援が示されているか。 ・その他本市にとって有益な追加提案が示されているか。
ケ サポート関連	(ア)サポート体制 ・サポート体制が十分であるか。 (イ) サポート体制の役割 ・役割が明確に示されているか。また、本市の負担が少ない仕組みが提案されているか。
コ ICT 支援員	(ア) ICT 支援員の体制 ・体制が十分であるか。 (イ) ICT 支援の特徴 ・具体的に内容が示されているか。また、支援内容は本事業の目的を達成するための支援となっているか。 (ウ) オンライン支援の概要 ・具体的に内容が示されているか。
サ コールセンター	(ア) コールセンターの体制 ・体制が十分であるか。 (イ) コールセンターの概要 ・受付から完了までの作業に不備はないか。

シ システム保守及びハード保守	(ア) 保守の体制 ・体制が十分であるか。 (イ) 保守の概要 ・保守範囲が明確に示されているか。また、本市の負担が少ない仕組みが提案されているか。
ス 追加提案	本市にとって有益な追加提案となっているか。
セ 提案額	

技術面及び価格面を総合的に判断し、最も高い評価を得た事業者を優先交渉者として決定する。

なお、参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに対する審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

6 その他

本要領に定めのない事項は、流山市教育委員会が別に定める。

7 附則

本要領は、令和7年10月10日から施行する。